

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907
●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

19 96/4/15

空母インデペンデンス

¥100

93年4月7日、核兵器部隊解体

情報公開法で明らかに

横須賀を母港とする米海軍の空母インデペンデンスの作戦行動を調査してきた平和資料協同組合は、米情報公開法により得られた情報から、核兵器専門部隊であるW-ディビジョンが、93年4月7日に解体されたことを初めて明らかにした。これはブッシュ大統領の戦術核兵器の撤去完了発表後9カ月、核戦力見直しで空母の核能力除去を発表する1年5カ月前のことである。

W-ディビジョン

冷戦時代、米空母はもっとも安定した核兵器貯蔵庫といわれ、空母1隻に約100発の核爆弾が積まれていると見積られていた。空母の艦載機に積まれ、敵の軍艦や陸上の標的への核攻撃に使うためのものであった。

空母が日本を母港にするようになってからは、非核三原則が日常的に破られている状況が生まれていた。

その空母にはW-ディビジョン(核兵器課)という、核兵器専門部隊があった。空母ミッドウェーについての文書から、この部隊が「第一義的に機密兵器の組み立て、整備、貯蔵に責任をおつてゐる」つまり核兵器専門部隊であることが明らかになっていた。

今回の情報公開文書のなかに、空母インデペンデンスの組織マニュアルが含まれているが、そこにもW-ディビジョンがあった。そして、「W-ディビジョン士官」「W-ディビジョン組み立て士官」の任務にかかる記述のある部分が、公開から除外されて黒く塗りつぶされている。これはW-ディビジョンがまちがいなく核兵器部隊であることを裏書きしていると言つてよい。

そして、公開された1993年の空母インデペンデンスの年次報告の日誌部分には、横須賀基地に停泊中の1993年4月7日、「特殊兵器ディビジョン(W-ディビジョン)が解体される」(原文の正確な訳文)と記されていたのである。さらに記述部分には「4月、水上艦への特殊兵器の配備に関する新しい国家政策の一部として、特殊兵器ディビジョンが解体された」とある。つまり、これらのこととは、インデペンデンスの核兵器専門部隊は、1993年4月7日に消滅したことを意味している。

92年にも核能力テストに合格

米海軍、海兵隊の核兵器搭載能力を維持するために、海軍技術練度検査(NTPI=Naval Technical Proficiency Inspection)や核兵器弾薬庫である特殊弾薬貯蔵(SAS=Special Ammunition Storage)の検査が行われることが知られている。

W-ディビジョン解体のほぼ1年前の92年3月下旬に、インデペンデンスは一連のこれらの核兵器技術能力のテストを受け、合格していたことも今回の調査で明らかになった。

日誌の1992年3月22日に「航空団、海

軍技術練度検査、終了」、3月28日に「ぬきうち海軍技術練度検査、終了。満足の等級を得る」と書かれている。また3月21

米空母の核兵器関連年表

1991年

9月11日 空母インデペンデンス、横須賀を母港に
9月27日 ブッシュ大統領、水上艦、潜水艦からの戦術核撤去の方針を声明

1992年

3月21~31日 空母インデペンデンス、核兵器能力テストに合格
7月2日 ブッシュ大統領、水上艦、潜水艦からの戦術核撤去を完了したと声明

1993年

4月7日 空母インデペンデンス、核兵器専門部隊解体

1994年

9月22日 米国防省、「核態勢見直し」を発表し、空母を含む水上艦の核兵器能力をなくすると発表。海の戦術核は、攻撃型原潜のトマホークのみ残す

～22日および3月27～31日に「核兵器技術練度検査／特殊弾薬貯蔵検査」との記録がある。その時点では、空母の核兵器能力が維持されていたことを示している。

日付の意味

前ページの関連年表を参照していただきたい。これらの日付が、どういう意味をもつのかが分かる。

ブッシュ大統領は、地上戦術核の全廃と海軍の軍艦上から戦術核の撤去を91年9月に声明した。そして翌92年9月、その作業が完了したことを明らかにした。

しかし、その時点では、まだ「有事搭載」の政策を明らかにしており、核兵器が再搭載される可能性があった。したがって、核兵器専門部隊は核弾頭の撤去完了後も維持されていたと考えられる。これらの部隊の核兵器能力を維持するためのテストも、以前と変わりなく行われていたのである。

米国が、空母から核兵器能力そのものをなくすということを明らかにしたのは、1994年9月のいわゆる「ニュークリア・ポスチャー・レビュー（核態勢見直し）」においてであった。平和資料協同組合は、94年11月10日に記者会見して、このレビューで空母が核能力を失うという重大変化が起きたことを指摘した。「核

態勢見直し」が各紙で報道されていたにもかかわらず、日本に關係の深いこの事実が、見落とされていたからである。

今回明らかになった興味深い事実は、この正式発表に1年5ヶ月も先だって、インデペンデンスにおいては核兵器専門部隊が解体され核兵器能力を失っていたことである。しかも、年次報告には「新しい核政策」の一部として、この措置がとられたと書いている。したがって、單に核兵器を撤去するだけではなくて、5ヶ月後には核兵器能力そのものの停止を方針としていたことになる。海軍の「戦術核見限り」が、そうとうはっきりとしていた事情をうかがうことができる。

きらわれた核兵器の煩雑さ

この背後には、地域紛争に迅速に対応するには、トマホークや空地ミサイルなどの精密兵器が機動力をもって運用できることが第一義的に重要であり、核兵器を載せているために要求されるさまざまな煩雑な手続きから自由になりたいという判断がはたらいている。煩雑な手続きが膨れ上がりといったのは、ほかならぬ反核運動の結果である。核兵器の事故防止のための要求、外交手続きや世論対策のための部内統制など、核兵器批判をかわすために、核兵器は煩雑な兵器になっていったのである。（梅林宏道）⑩

られたままである。

禁止の範囲（スコープ）

スコープについては、まだ核保有国間のコンセンサスができないままである。中国は平和的核爆発がCTBTのもとでも認められるべきだと主張している。

ロシアは、部分的核実験禁止条約（PTBT）を地下核実験にまで拡大し、延長することを求めている。しかし、人為的に「とじこめた」核実験問題は、未解決のままである。

英国、フランス、米国はゼロ・イールド案を支持し、他の多くの国々とともにオーストラリアのモデル条約の「いかなる核兵器実験の爆発やその他いかなる核爆発も行わない」という表現を支持している。

（6ページへつづく）

アフリカ非核化条約 調印される

4月11日、アフリカ非核化条約（ペリンダバ条約）が、対象国53か国中49か国によって調印された。この調印はラテンアメリカのトラテロルコ条約、南太平洋のラトトンガ条約、東南アジア非核地帯条約に続くものである。これによって非核地帯が南半球全域に拡大された。（本誌、12・13号参照）

同条約は、アフリカ大陸、アフリカ統一機構（OAU）加盟の島嶼諸国、OAUがアフリカとみなすすべての島々とその領海・領空を非核地帯と規定し、域内での核兵器の開発、製造、貯蔵、配備、核廃棄物投棄の全面廃止を定めている。

同条約の2つの議定書は、米、英、ロ、仏、中の5核保有国に、核兵器の使用と使用の威嚇、地帯内での核実験の禁止を求めるが、11日、ロシアを除く4か国が同議定書に調印した。ロシアは、地域内のディエゴ・ガルシアに米軍基地があることから、調印を留保したが、同条約を支持している。

昨年末調印された東南アジア非核地帯条約の付属議定書が、いまだに核保有国からの調印を得られていないのに對して、ペリンダバ条約が支持を得られた要因としては、大陸棚と経済水域を非核地帯に含めていないこと、草案段階で国連総会で無投票支持決議を得るなどの根回しが行われていたことがあげられる。⑪

◆ CTBT速報

核実験禁止特別委員会議長 「作業文書」提出される

ジャップ・ラマカー（オランダ）核実験禁止特別委員会議長が、3月28日、包括的核実験禁止条約（CTBT）についての「作業文書」をジュネーブ軍縮会議（CD）に提出した。同文書は条約交渉のための草案としての地位はもないが、はじめての議長文書として、重要な影響をもつだろう。

同文書で重要と指摘された未解決問題は、前文、禁止の範囲（スコープ）、執行委員会の構成、国際データ・センター、立ち入り検査（OSI）、発効、である。

「作業文書」のなかで、マラカーニ議長は、5月13日から6月28日の第2会期に間に合うように、各国が重要問題について政治選択をする必要性を強調した。また、国際合意の時間枠を守るためにには、

最終的決定が第2会期になされる必要があることも強調した。

以下、同文書で取り上げられた重要な問題について、CDでの交渉状況と合わせて要約する。

前文

「作業文書」は、「前文」は重要な問題点として残っているとのべている。CTBTの目的に關して現存する核兵器の質的向上と新たな核兵器の設計を防ぐことであるという主張が多数出されているが、この表現は少なくとも数か国の核保有国に受け入れられていない。

「作業文書」の「前文」の軍縮目的に關する部分は、まだ括弧でくられてい。また、環境保護への言及も括弧にくく

アジア太平洋の地域安全保障

空母インデペンデンス 航海の70%は極東外に

平和資料協同組合は、アメリカの情報公開法によって、横須賀を母港とする空母インデペンデンスの最近の行動記録を入手した。インデペンデンスの行動は、日米安保体制の現状を象徴するものである。この記録は、それを知るための貴重な資料である。日本の市民がグローバルな視野で安全保障政策を議論することがないまま、安保体制は遠くペルシャ湾まで一人歩きしている。以下に行動記録の要点をまとめ、地域安全保障を考える材料としたい。

入手されたのは、1992年、93年、94年の3年分の空母インデペンデンスの年次報告である。文書にある行動記録から作成した航跡図、年表の抜粋を4~5ページにかかげた。

航跡図を見て明らかなように、空母は、毎年ペルシャ湾で作戦行動を展開している。1992年は、湾岸戦争の停戦の帰結としてのイラクの大量破壊兵器の根絶を狙いとした多国籍軍の活動が、集中的に行われた年である。イラクのIAEA査察団の疑惑施設への立ち入りを拒否などが続き、8月26日には、イラク南部に飛行禁止空域が設定され、多国籍軍は「南方監視(Southern Watch)」作戦を開始した。93年にもイラクの緊迫情勢は続いた。1月13日には米、英、仏によるイラクの空爆が再開した。6月にはバクダッドの情報司令部をいきなりアメリカがトマホーク攻撃をした。こんな中で空母インデペンデンスはペルシャ湾に深くかかわった

のである。

この他にも、オーストラリア、東太平洋へと、インデペンデンスは日本から遠く離れた地域へと航海している。日米安保条約は、第6条で米軍の任務領域をいわゆる極東に限定している。極東の範囲については右の資料に掲げたように、おおむねフィリピン以北であるというのが、今も生きている政府統一見解である。

今回の調査結果から、空母インデペンデンスの行動と極東条項との関係を数量的に明らかにしたのが、下の表である。表で母港停泊中の混合というのは、修理、システム改善、検査、部分的訓練、見学者・ゲスト受け入れ、補給、レクリエーションなど、多様な目的で滞在している期間である。

これによると、航海中極東外にいる期間が約70%に達する。混合期間の作戦可能日数を約半分と見積ると、長期オーバーホール以外の日数の過半数は、極東外の任務にあてられている。⑩

復取

「極東の範囲」に関する政府統一見解(抜粋)(昭和35年2月26日)

一般的な用語としてつかわれる「極東」は、別に地理学上正確に固定されたものではない。しかし、日米両国が、条約にいとおり共通の関心をもっているのは、極東における国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。(「中華民国の支配下にある地域」は「台湾地域」と読み替えている。)

新(安保)条約の基本的な考え方は、右のとおりであるが、この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この区域の安全が周辺地域に起こった事情のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するため執ることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるのであって、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。

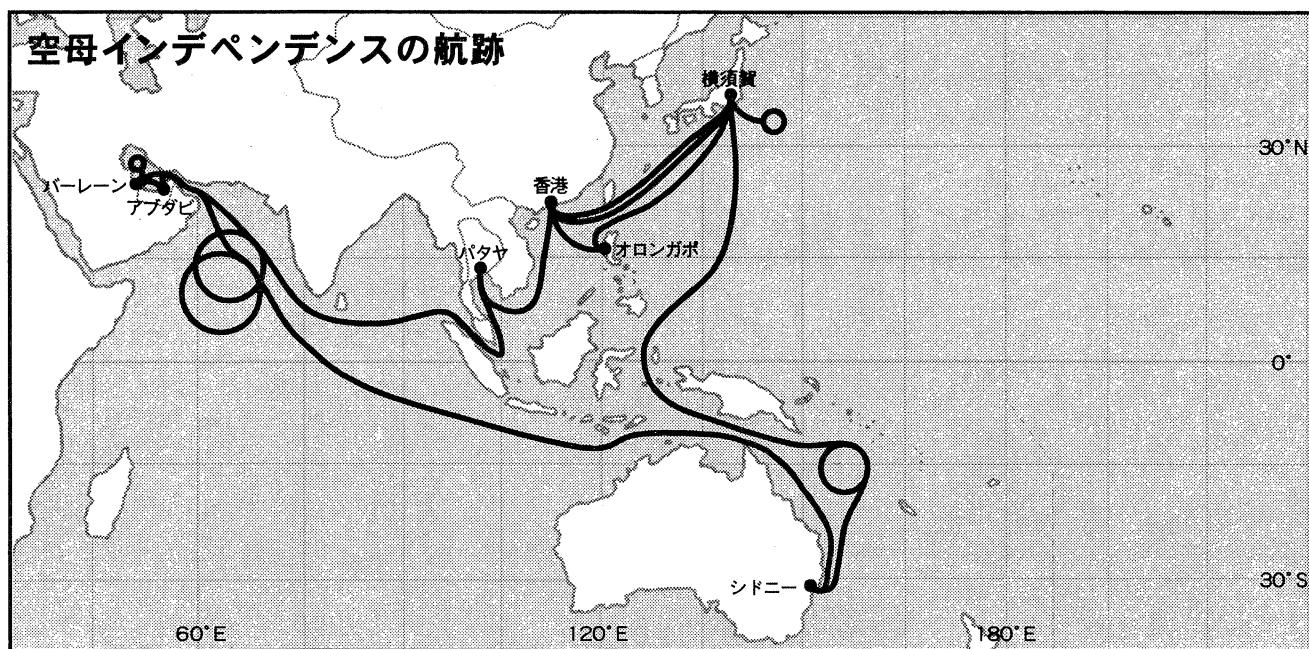
しかしながら米国の行動には、基本的な制約がある。すなわち米国の行動は常に国際連合憲章の認める個別的又は集団的自衛権の行使として、侵略に抵抗するためにのみ執られることとなっているからである。

空母インデペンデンスの作戦行動日数

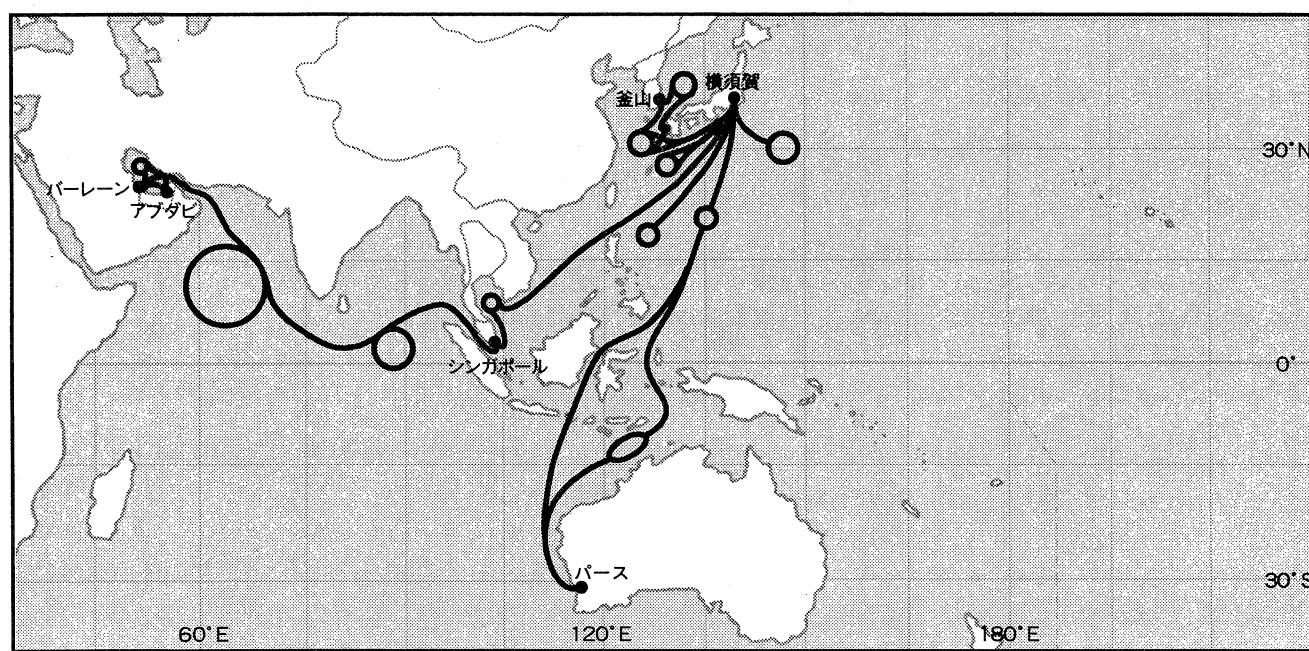
1992年1月1日~1994年12月31日

	母港停泊			航海・外国港				計
	修理・調整	混合	小計	試験航海	極東内作戦	極東外作戦	小計	
1992年	120日	31日	151日	4日	37日	174日	215日	366日
1993年	23日	176日	199日	9日	65日	92日	166日	365日
1994年	127日	99日	226日	2日	42日	95日	139日	365日
計	270日	306日	576日	15日	144日	361日	520日	1,096日
航海中 極東外作戦比率				2.9%	27.7%	69.4%	100%	
作戦可能日数 同 比率	0日	153日	153日	15日	144日	361日	520日	673日 100%

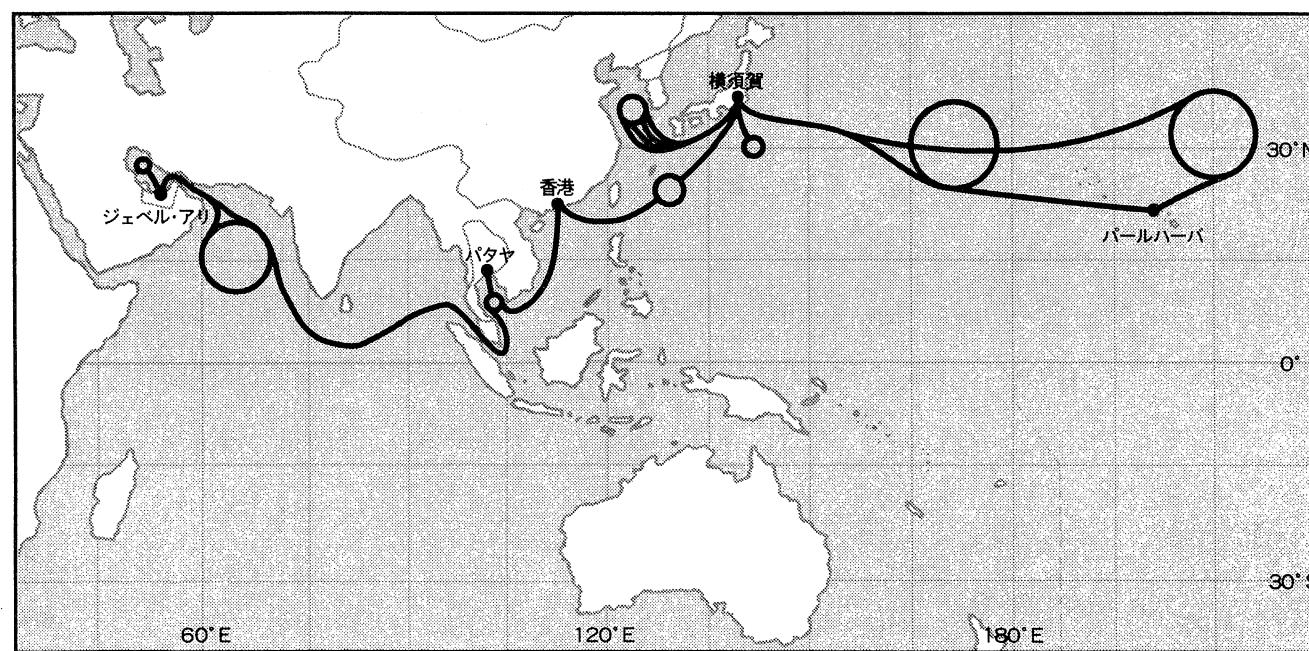
1992



1993



1994



航海記録

1992

1月1日-2月9日	横須賀港に停泊	6月18日	ホルムズ海峡を出る
2月10-13日	空母検定のために北太平洋航海	6月26日	ホルムズ海峡通過
2月14日-3月1日	横須賀港に停泊	6月27-8月26日	ペルシャ湾において作戦(ときにバーレーン・ペル、アラブ首長国連邦ジェベル・アリ、アブダビ停泊)
3月2-16日	フィリピンのスルピック湾へ航海、停泊(17-20日)	8月26日	米英仏ロ、イラク南部に飛行禁止空域設定
3月21-22日	香港へ航海、停泊(23-26日)	8月27日-9月16日	「南方監視」作戦に従事してペルシャ湾を航海、「南方監視」での出撃発進1,346回、飛行時間4,340時間
3月21-28日	何度かの核兵器能力テスト、合格	9月16-17日	ホルムズ海峡を通過
3月27-31日	横須賀へ航海、停泊(4月1-14日)	9月18-27日	タイ国パタヤ・ビーチへ航海、マラッカ海峡を通過(25日-26日)、停泊(28日-10月1日)
4月15-30日	シドニーへ航海、赤道を通過(25日)、サンゴ海演習(26-29日)、停泊(5月1日-4日)	10月2-5日	香港へ航海、停泊(6-8日)
5月5-31日	中央海軍(NAVCENT)にむけて航海	10月9-12日	横須賀へ航海、停泊(13日-12月31日)
5月28-29日	バーレーン・ペルに投錨	10月13日-12月31日	横須賀港で長期修理(EISRA)に入る
6月1-13日	「砂漠の嵐」作戦を支援してペルシャ湾で作戦(時にバーレーン・ペルに投錨)		
6月14-17日	アラブ首長国連邦ドバイに停泊		

1993

1月1-23日	横須賀港で長期修理(EISRA)	9月21日-10月12日	西太平洋を航海、水陸両用襲撃演習、海上自衛隊と米海兵隊の共同演習
1月24-31日	試験航海／空母検定、西太平洋	10月13日-11月16日	横須賀港に停泊
2月1-15日	横須賀港に停泊	11月17-30日	「1993／1994配備」でペルシャ湾へ航海。
2月16日-3月22日	チームスピリット93のため航海、東シナ海と日本海、あいだに停泊、佐世保停泊(2月28日-3月3日)、韓国・釜山港(3月18-22日)	11月29-30日	タイ湾でタイ海軍とパセックス
3月23-24	横須賀へ航海、停泊(3月25日-5月10日)	12月1-5日	シンガポール、「戦士」投錨点に投錨
4月7日	核兵器専門部隊、W-ディビジョン解体	12月6-14日	「1993／1994配備」でペルシャ湾へ、マラッカ海峡通過(6-7日)、中央海軍に編入(14日)
5月11-27日	西オーストラリアへ航海。作戦「春期訓練93」、パースに停泊(28日-6月1日)	12月14-16日	北アラビア海作戦、15日北アラビア海からイラクの標的を攻撃し帰還する「南方監視」作戦と関連して長距離空爆の演習を実施
6月2-29日	西オーストラリアを航海、作戦「春期訓練93」、チモール海で演習(8-10日)	12月16-17日	ホルムズ海峡を通過、ペルシャ湾に入る
6月27-29日	横須賀へ航海、海上自衛隊と演習パセックス、横須賀港に停泊(30日-9月7日)	12月18日	バーレーン・ペルに投錨
9月8-11日	試験航海、フィリピン海	12月18-31日	「南方監視」作戦で北ペルシャ湾作戦に従事、あいだにアラブ首長国連邦アブダビに停泊(24-27日)
9月12-20日	横須賀港に停泊		

1994

1月1-2月13日	「南方監視」作戦でペルシャ湾を航海、あいだにアラブ首長国連邦ジェベル・アリ港に停泊(1月8-11日、26-31日)	6月23日-7月4日	「リムパック94」を継続しながら横須賀に向かって航海。演習NSSMEX、東太平洋(24日)、ハーブーン／ハーメックス・ミサイル演習、東太平洋(25日)
2月1-13日	「南方監視」作戦でペルシャ湾を航海	7月5日	横須賀港に停泊
2月14-25日	インド洋をタイへ、タイ湾で演習「タイ・パセックス」、パタヤ・ビーチに投錨(26日-3月2日)	7月6日	日米友好航海
3月3-6日	香港へ航海、投錨(7-11日)	7月7-8日	横須賀港に停泊
3月12-16日	横須賀に向かってフィリピン海を航海、フィリピン海で海上自衛隊と演習パセックス(14日)、横須賀港に停泊(17日-5月23日)	7月8日	朝鮮共和国・金日成首席死去
5月24日-25日	試験航海	7月9-10日	朝鮮緊急作戦のため航海、帰港(11-19日)
5月26日-27日	横須賀港に停泊	7月20-21日	朝鮮緊急作戦のため航海、帰港(22-24日)
5月28日-6月16日	演習「リムパック94」のために西太平洋を航海、給油のため横須賀港に停泊(6月3-4日)	7月25-29日	朝鮮緊急作戦のため航海、帰港(30日-8月3日)
6月17-22日	ハワイのパールハーバーに停泊	8月4-11日	朝鮮緊急作戦のため航海、帰港(12-17日)
		8月18-26日	朝鮮緊急作戦のため航海
		8月27日-12月31日	横須賀港に停泊、ドック入り修理(DSRA)
		9月13日	6号ドライドック入り
		11月15日	6号ドライドックから出る

(2ページからつづく)

「作業文書」は、スコープについてオーストラリアのモデル条約の表現を踏襲し、「この表現は幅広い支持を受けている」とのコメントを添えている。

・検証

検証については、ほとんどの基本的問題について合意が得られ、大きな前進がみられた。議長によって重要な未解決問題とされたのは、OSIの重要な部分と、国際監視システム(IMS)の収集した情報を集める組織である国際データセンター(IDC)のいくつかの機能である。

OSIについての重要な問題は、どのようにしたらOSIが開始されるかということと、それに利用される情報についてである。

検証については、情報を収集している

IDCが、その情報を外に出す前にどの程度まで評価することができるかということが、重要な問題である。

・発効

現在、条約発効には鍵になる国々の批准が必要とする立場と、条約がどこかの国によって「質」にとられることを避けるために、時機を得た発効を求める立場とにわかれており。

「作業文書」は発効について、「立場はかなりへだたっている」と述べ、歩み寄りを要求している。条約の発効前に、何か国による批准が必要かという点について次のような選択肢が議長の「作業文書」に盛り込まれている。

- a. (とくに定めのない) 単純な数
- b. 核保有国5か国を含む40か国

c. IAEA(国際原子力機関)のリストにあがっている、発電用または研究用原子炉を保有している国すべてと、核兵器の製造もしくは取得について、国際的あるいは地域的協定によって法的に拘束されていない国(つまり5つの核兵器国、インド、パキスタン、イスラエル、キューバ)を含む40か国

d. IAEAリストの中の一定の割合
条約は調印が開始されてから少なくとも2年間経過しないと発効しない。免除権(waiver)が認められているので、必要とされる数の批准がされていなくても、調印から2年間経過すれば、批准国は条約に効力を持たせる決定を下すことができる。(サイモン・キャロル(グリンピース)の情報からまとめた) M

日誌

1996.3.21~4.5

(作成:笠本丘生)

GP=グリーンピース/NZ=ニュージーランド/ASEAN=東南アジア諸国連合/APEC=アジア太平洋経済協力会議/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/ASEM=アジア欧州首脳会議/MOX=ウラン・プルトニウム混合酸化物

●3月22日 訪露中の米クリストファー国務長官、エリツィン大統領、プリマコフ外相と会談。「CTBT問題で大きな前進」と語る。
●3月22日 パキスタンへの核関連技術輸出問題で中国、米アイホーン国務次官補に今後の輸出停止の保証を拒否。米、25日にも制裁に結論。
●3月22日 広島などの学識者ら「核兵器廃絶を考える会」、橋本首相と池田外相にCTBTや非核三原則法制化など問う公開質問状を提出。(本誌

18号参照)

- 3月25日 米英仏3ヶ国、ラロトンガ条約議定書に調印。核保有5ヶ国がすべて調印終了。(本誌12・13号、18号参照)
- 3月25日 プルサーマル計画について東京電力、96年度の経営計画の中で、98年度以降の実施を目標とすることを明かす。
- 3月26日 NATO加盟希望の中・東欧諸国に「非核地帯」設ける構想。パグウォッシュ会議に科学者らがモスクワのセミナーで提案。
- 3月26日 仏210回の核実験を精査する研究書「1960~96年、仏核実験による環境と健康への影響」出版。仏平和・紛争記録研究センター研究員ブルー・パリヨ博士著。
- 3月26日 もんじゅ事故の第三者調査機関、学者、弁護士、技術者11人による「もんじゅ事故総合評議会議」発足。1年後に報告書出す方針。
- 3月27日 日政府、中核実験再開、CTBTの早期締結への非協力の場合、96年度からの第4次円借款(総額約5,800億円)先送り含め対応策検討。
- 3月28日 ジュネーブ軍縮会議本会議で中国の沙・軍縮大使、CTBTの平和的核爆発(PNE)禁止に改めて反対。
- 3月28日 米ペリー国防長官、上院外交委の公聴会で、科学・生物兵器による攻撃に対しては核兵器による反撃も検討することを確認。
- 3月28日 電気事業連合会、仏から六ヶ所村に返還の高レベル放射性廃棄物「ガラス固化体」の2回目の搬入計画明かす。日程は来年1~3月、本数は昨年4月の28本を上回る40本。
- 3月29日 ジュネーブ軍縮会議、今年の第一会期終了。中国主張のPNEの禁止対象除外主張など、CTBT妥結のめど立たず。
- 3月29日 95年度版の原子力安全白書、閣議了承。原子力の安全に対する「信頼の回復」への取り組みなど強調。
- 3月29日 茨城県東海村の再処理工場の運転が4月1日に再開。動燃が発表。
- 3月31日 池田外相、中国の錢外相と外務省

公館で会談。核実験とCTBT交渉について錢外相、従来の主張繰り返す。

- 4月1日 ベルギー行政最高裁判所予審、同国に建設予定のMOX燃料工場の認可手続きに不備認める。同燃料は日本向け。
- 4月1日 カナダ政府、米露の核軍縮条約に基づいて解体する核弾頭を譲り受け、プルトニウムを抽出して原発燃料に再利用する方針固める。カナダ紙グローブ・アンド・メール。
- 4月1日 橋本首相、中国の錢外相と会談、核実験早期中止を重ねて要請。錢外相「CTBT調印後には解決できる」と答えることとなる。
- 4月1日 長崎原爆資料館開館。日本の加害展示では、南京大虐殺の写真差し替えなど、直前まで揺れる。
- 4月1日 太平洋マーシャル諸島島民に小型漁船を送る運動「ブンブンプロジェクト」スタート。米核実験で避難を強いられた島民の通院に使用。
- 4月2日付 米作家リチャード・ローズ氏、「原子弹の誕生」執筆のため集めた資料を広島市に寄贈。インタビュー記録など約1,000点。
- 4月3日 KEDOの崔英鎮・事務次長、北朝鮮への軽水炉提供細部詰める議定書締結のための協議が8日からニューヨークと平壌北方の妙香山で交互開催と明かす。
- 4月4日 訪日中の国連ガリ事務総長、CTBT年内調印に自信を表明。「調印式を12月18日に東京で」との提案も。
- 4月4日 北京で開催の日中民間人会議で、核実験の是非を議論。中国側は「米国に求めず、なぜ中国にのみ核反対か」と反発。
- 4月4日 通産省、核兵器など大量破壊兵器に転用の恐れがある電子機器など関連汎用品の輸出を規制する「KNOW(ノウ)規制」の具体的な内容を決定。省令で定め、10月から施行。
- 4月4日 口最高裁、使用済み核燃料の口国内持ち込みを違法とするGPの主張を一部認める判決。再処理事業国際化で「口が世界の核のゴミ捨て場に」と批判も。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-（6ヶ月¥2,500-）です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、水野希代子(PCDS)、山脇健二郎(平和資料協同組合)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道